

新学習システムの推進に係る非常勤講師の勤務条件等の概要について

平成31年4月
兵庫県教育委員会

1 身 分

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤の嘱託員となります。

2 職務内容

市町教育委員会及び校長の命を受けて次の業務を行います。

- ・ 小学校入学段階における副担任
- ・ 小学校高学年における教科指導
- ・ 小中学校における各教科や「総合的な学習の時間」等の指導
- ・ 学校における課題への取組の充実に係る指導

3 報 酬 等

○ 報 酬 月 額

1週間あたりの勤務時間数に応じて、次のとおりです。

1週間あたりの勤務時間	報酬額(円)
29時間	243,500
23時間15分	195,000
15時間30分	130,000
11時間40分	97,500

なお、月の途中で任用された場合、離職した場合又は死亡した場合については日割りにより計算した額となります。

また、年次休暇及び特別休暇(有給のものに限る)以外の事由により、勤務すべき時間中に勤務しない場合は、その勤務しない時間1時間について、勤務時間1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給します。

$$1 \text{ 時間当たりの報酬額} = \frac{\text{報酬月額} \times 12 \text{ 月}}{52 \text{ 週} \times 1 \text{ 週間当たりの勤務時間}} \quad (1 \text{ 円未満端数切り上げ})$$

○ 費 用 弁 償

・ 旅 費

非常勤講師が、職務を行うために旅行した場合は、行政職2級の職務にあるものとして「職員等の旅費に関する条例」の規定により旅費を支給します。

・ 通 勤 旅 費

非常勤講師の通勤に要する交通費については、「非常勤嘱託員等の交通費支給要領」の定めるところにより、実費を支給します。

○ 報酬等の支払い日

正規職員の給与の支給日に準じて、原則として毎月16日に支給されます。

○ 昇 給 な し

○ 期末・勤勉手当 支給しない

○ 退職手当 支給しない

4 勤務時間・休暇等

○ 勤務時間

月～金 の間で、週29時間・23時間15分・15時間30分・11時間40分

それぞれの勤務時間に応じて学校長が割り振るので学校により異なります。

○ 年次休暇

1週間の勤務時間、若しくは勤務日数に応じた日数が、委嘱された日から付与されます。

ただし、任用期間が6月未満となる場合は、月割による。

◇ 週あたりの勤務時間数が29時間以外の場合

週あたり勤務時間数	29時間	週あたり勤務日数	4日	3日	2日
付与日数	10日	付与日数	7日	5日	3日

※年次休暇は、1日又は1時間を単位として取得することができます。

(残日数のすべてを使用しようとする場合は、1時間未満の端数があるときは、その端数も使用することができます。)

○ その他の休暇

休暇		付与日数
特別休暇 (有給)	忌引休暇	親族に応じて1日～10日
	夏季休暇	5日(6月～9月の期間内)
	結婚休暇	連続する5日
	子育て支援休暇(子の看護休暇)	5日(中学校就学前の子が2人以上の場合は10日)
	短期介護休暇	5日(要介護者が2人以上の場合は10日)
	公民権行使	必要と認める期間
	裁判員、証人等	必要と認める期間
	災害、事故等による出勤困難	必要と認める期間
	退勤途上の危険回避	必要と認める期間
特別休暇 (無給)	骨髄移植	必要と認める期間
	産前産後休暇	産前：8週間(多胎妊娠の場合14週間) 産後：8週間
	育児時間	1日2回計90分以内
	生理休暇	3日
	妊産婦の健康診査等	妊娠満23週まで：4週間に1回 24週～35週：2週間に1回 36週～出産まで：1週間に1回 産後1年まで：1回
病気休暇(有給)	週5日勤務：10日(週29H勤務含む) 週4日勤務：7日 週3日勤務：5日 週2日勤務：3日 (週1日勤務：1日)	

※「忌引休暇」6月以上の任期又は任用期間が定められている職員、6月以上継続勤務している職員

「病気休暇」6月以上の任期又は任用期間が定められている職員、6月以上継続勤務している職員
(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)

「子育て支援休暇(子の看護休暇)」及び「短期介護休暇」1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上で、6月以上継続勤務している職員

5 災害補償

公務上の災害(通勤上の災害を含む。)に対する補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによります。

6 社会保険

1週間あたりの勤務時間が20時間以上の非常勤講師は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び健康保険法(大正11年法律第70号)の被保険者となります。ただし、1週間あたりの勤務時間が29時間未満である場合の厚生年金保険及び健康保険の適用については、雇用期間が1年である場合に限りです。

なお、上記の「雇用期間が1年である場合」には、①定員配当が1年あり、②4月9日(4月9日が週休日の場合は翌開庁日)までに任用が開始され、③3月31日まで任用されることにより、任用期間が1年あるとみなされる場合を含みます。